二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月二十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山形県米沢市大字簗沢字中丸沢六九七九の八、六九七九の二八、六九七九の二九、字百子沢六九七七の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月二十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岩手県二戸市金田一字権現五六(次の図に示す部分に限る。)、六五の三、字下平道ノ上四四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び二戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月二十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岩手県盛岡市繋字山根二〇〇の一三九・二〇〇の一四一・二〇〇の一四二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び盛岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月二十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県美作市大原字亀河原六〇二の四から六〇二の六まで、字新道下タ六〇四の五
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月二十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市芳井町川相字大段二一七三の七
二　指定の目的
(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(二)　解除の理由　農道用地とするため
(三)　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市芳井町川相字大段二一七二の二七から二一七二の三三まで
(四)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(五)　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第千三百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月二十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川三二三五の四(国有林。次の図に示す部分に限る。)、三二三四の三・三二三五の五(以上二筆国有林)、三二三四の四・三二三五の六・三二三五の七(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、三二三四の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月二十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県二戸市浄法寺町清水尻四四の六から四四の八まで
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千三百四十八号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法(平成十年法律第八十三号)第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年六月二十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Rhodanthe Lindl.	コットン　キャンディ	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山2－1－8	第25505号 平成28年3月9日
Pelargonium zonale Group	Fipelpopnepi	株式会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン 愛知県長久手市砂子607番地	第27643号 平成28年5月30日
Agapanthus L'Her.	Little Dutch White	Agro Fleur Select B.V. Noordeinde 165 b 2371CR Roelofarendsveen, The Netherlands	第28760号 平成28年5月16日
Fittonia Coem.	Schoenfitt1405	Schoenmakers　Tussenholding B.V. Nemelaerstraat　29,　5076AP Haaren, The Netherlands	第29820号 平成28年5月26日
Fittonia Coem.	Schoenfitt1406	Schoenmakers　Tussenholding B.V. Nemelaerstraat　29,　5076AP Haaren, The Netherlands	第29821号 平成28年5月26日